

一般財団法人全国特定施設事業者協議会

理事及び監事の業務について

理事の業務

1. 総会への参加

原則年1回の総会にご出席いただきます。

平成29年度は、6月14日（水）に明治記念館（東京都港区）で開催いたします。

2. 理事会への参加

理事会では、定款に基づき、総会に付議すべき事項、総会議決事項の執行に関する事項、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について決議します。

年度末の予算理事会（次年度の予算、事業実施計画に関する議決）と、4月の決算理事会（前年度の決算、事業報告と今年度の事業執行計画に関する議決）の年2回を定例とし、そのほか執行計画の変更が発生した場合など、随時の開催とします。（通常は、2回の定例会に加えて、総会時に1回、秋に1回開催し、計年4回程度となっております。）

3. 随時必要に応じてご依頼する業務

○ 行事でのご挨拶

総会や研修会などの際に、ご挨拶いただくことがございます。

○ 事業執行に関するご承認

事業は理事会で議決された執行計画に基づき、事務局で進めて参りますが、理事会で決議するほどではないが、ご承認いただきたいものや、対外交渉等で至急ご確認いただく必要がある事項などについては、随時メール等によるご確認または各社の事務局員（派遣は任意）を通してご判断を仰ぐ場合がございます。

4. 事務局員の派遣協力をお願い（必須ではございません。）

特定協の活動は、常駐事務局員は3名だけで、大半を会員各社のご協力を得て派遣していただく事務局員によって実施しております。事務局会では、最新の行政情報を共有したり、各社間で情報交換をすることも可能ですので、有効に活用していただければと思います。事務局の活動については、月1回または2回の事務局会への参加のほか、自社での作業を中心としたプロジェクト活動があります。詳細は、別途ご説明いたします。

監事の業務

年1度、虎ノ門の特定協の事務所にお越しいただき、監査をお願いしております。時期としては、4月中旬となります。3月に、事務局より日程調整のご連絡し、ご都合の良い日を調整させていただきます。

事務局から事業実施報告、決算報告をした上で、書類等をご確認いただくとともに、不明点等についてのご質問をお受けします。所要時間は、1時間程度を見込んでおります。

また、総会に出席し、監査報告をしていただきます。

その他、理事会もご案内し、可能な範囲でご出席いただいております。